### 建築工事における遠隔臨場の試行要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県が発注する建築工事(設備工事を含む。)の建設現場において、受注者及び監督員の業務効率化等を図るため、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いて、公共建築工事標準仕様書等に定める監督員の立会い(以下、「遠隔臨場」という。)を行う試行について必要な事項を定めるものである

なお、監督員の立会いとは、必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督員がその場に臨むことをいう。

## (対象工事)

第2条 監督員の施工箇所への移動時間削減等による業務改善又は感染症拡大防止対策 として効果が見込め、かつ、施工箇所の通信環境が良好である工事について、受 発注者の協議が整った場合に遠隔臨場を実施することができるものとする。

なお、既契約の工事についても、受発注者の協議により、本試行要領と同様の 取扱いができるものとする。

## (適用)

第3条 遠隔臨場は、受注者がモバイル端末等で撮影した映像と音声を監督員等にリアルタイム配信を行い、双方向通信で相互に確認を行うことにより、監督員が必要とする情報を入手できる場合、臨場に替えることができるものとする。

ただし、出来形計測等において、映像で計測値の確認が困難な場合は、適用対象外とする。また、夜間、暗所、水中等のカメラ撮影が困難な場合も、適用対象外とする。

#### (実施方法)

第4条 受注者は、遠隔臨場を行う場合、以下の作業を実施する。

# (1) 実施計画

受注者は、監督員と協議を行い、遠隔臨場の適用(確認する項目・内容・予定回数)、仕様(使用する機種・アプリケーションまたはサービス)、実施記録の方法を計画する。なお、遠隔臨場は、監督員の立会いの全体の実施予定回数の概ね5割を上限とするが、遠隔臨場を実施する工事の工期等を考慮した上で、弾力的に取扱うものとする。

#### (2) 実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ(写真)、通話中の監督員の映像を含む写真、通話中の動画等のいずれかの記録を 行うものとする。

また、遠隔臨場の工事写真は、工事黒板に「遠隔臨場」と記載して撮影する。

# (実施手続)

- 第5条 遠隔臨場は、以下の手順により実施する。
  - (1) 実施計画書の提出・確認 受注者は、遠隔臨場の実施計画について施工計画書に記載する。
  - (2) 遠隔臨場の実施日時

受注者は、遠隔臨場を実施する場合、週間工程表又は月間工程表に遠隔臨場であることを明記し、監督員の確認を受ける。

ただし、監督員の立会いの必要があると判断した場合は、遠隔臨場を希望した場合においても、立会いにより実施するものとする。

(3) 遠隔臨場の実施

受注者は、実施予定日時に、監督員に対して通信を開始して実施する。 ただし、遠隔臨場にて、必要となる情報が得られなかった場合は、立会い による確認を実施するものとする。

(4) 遠隔臨場の記録

遠隔臨場の記録は、公共建築工事標準仕様書等に基づき書面により作成する。

## (機器等の手配・仕様)

- 第6条 受注者は、現場で必要となるモバイル端末及び通信回線等の準備を行うものと する。
  - 2 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能な端末を利用する。 なお、監督員個人が所有するモバイル端末等を用いることは妨げない。
  - 3 利用するアプリケーションまたはサービスは、発注者が使用する端末で利用 が可能であり、かつ、発注者の利用に際して費用が生じないものを受注者が選 定する。

(費用)

第7条 受注者が行う機材等の手配に要する経費は、共通仮設費の率分に含まれるもの とし、別途計上しない。

(試行の検証)

第8条 遠隔臨場を実施した受注者は、有効性や効果、課題等について把握するための 調査に協力する。

(その他)

第9条 本要領に定めのない事項は、受発注者で協議して決定する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。